

「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定（暫定施行）  
（意見募集稿）」に関する意見募集書

2009年11月4日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 国家標準化管理委員会

---

標委弁工二函 [2009] 107 号

## 「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定（暫定施行） （意見募集稿）」に関する意見募集書

各省、自治区、直轄市、副省級市、計画単列市、及び新疆生産建設兵団質量技術監督局、  
国務院各関連部門委員会、業界団体、集团公司弁公庁（室）、国家認証認可監督管理委員会  
（認監委）、国家質量監督検査検疫総局関連司（局）、最高人民法院弁公庁、中国標準化研  
究院、中国標準出版社、全国組織機構コード管理センター、中国物品バーコードセンター、  
中国標準化協会、各直属全国專業標準化技術委員会 各位

国家標準の特許に係る問題の適切な処理、国家標準の制定及び改訂過程における特許に  
対する処置の規範化、自主創新の奨励、国家標準における新技術の合理的な採用の促進、  
一般公衆や特許権者及び権利関係者の権益の保護、及び国家標準の効果的な実施の保障を  
目的として、国家標準化委員会は「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規  
定（暫定施行）（意見募集稿）」を起草した。貴団体には、意見の募集に応じ、真剣な研究  
の上修正意見を提出し、かつ 2009 年 11 月 30 日までに国家標準化管理委員会に同意見を返  
送するよう要請する。

連絡担当者：魏宏

連絡先電話：010-82262634

FAX：010-82260679

Eメール：[sunwei@sac.gov.cn](mailto:sunwei@sac.gov.cn)

住所：北京海淀区馬甸東路 9 号国家標準化管理委員会

郵便番号：100088

付属資料：特許に係る国家標準制改定の管理規定（暫定施行）（意見募集稿）

付属資料：

**特許に係る国家標準制改定の管理規定（暫定施行）**  
**（意見募集稿）**

**第一章 総則**

第一条 国家標準の特許に係る問題の適切な処理、国家標準の制定及び改訂作業の規範化、自主創新の奨励、国家標準における新技術の合理的な採用の促進、一般公衆や特許権者及び権利関係者の権益の保護、国家標準の効果的な実施の保障を目的として、「中華人民共和国標準化法」及び「中華人民共和国特許法」及び「国家標準管理弁法」等の関連法律、法規に基づいて本規定を制定する。

第二条 本規定は国家標準の制定及び改訂過程における特許に係る問題の処置に適用する。

第三条 国家標準に係る特許技術は、当該標準の実施に必要不可欠な技術であり、かつ当該特許を拒絶する実質的な理由が存在しないものでなければならない。

**第二章 特許情報の公表**

第四条 專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門は、特許に係る項目の意見書を一般公衆がよく知る方法で公表しなければならない。

第五条 国家標準の制定と改訂に参加する組織または個人は、その既知の関連する特許について、速やかに專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する団体に公表し、特許情報及び対応する証明材料を提出しなければならない。

第六条 標準の起草に参加していないが、国家標準に関連する特許情報を知悉する組織または個人は、当該標準の制定及び改訂過程のいかなる段階においても、関連する特許情報を速やかに專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門に書面で通知すべきである。

第七条 特許に係る国家標準の審査及び許可要請する際、專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門は特許情報表と対応する証明材料の信憑性について確認を行い、信憑性を証明する書類と特許状況説明書類を共に国家標準化行政主管部門に提出しなければならない。

第八条 標準の起草に参加する特許権者及び関連企業が上記の公表要求に従わない場合は、無料で許可を行ったものとみなし、故意に特許情報を隠匿したために国家標準の制定または実施に損失をもたらした場合は、相応の法的責任を負わなければならない。

### 第三章 特許権の許諾声明

第九条 国家標準の制定及び改訂過程において特許に係る場合、專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する団体は速やかに特許権者の行った撤回不可能な、書面による特許実施許諾声明を取得しなければならない。

この声明には以下の内容が含まれていなければならない、特許権者は以下のいずれか一項目を選択しなければならない。

(一) 特許権者は合理的かつ無差別な条件に基づいて、当該国家標準を実施するすべての組織及び個人が無料でその特許を実施することを許諾することに同意する。

(二) 特許権者は合理的かつ無差別な条件に基づいて、当該国家標準を実施するすべての組織及び個人がその特許を実施することを許諾するが、支払額は通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならないことに同意する。

(三) 特許権者は上記二種類の方法に基づいて特許許諾を行うことに同意しない。特許権者が(三)を選択した場合、標準には当該特許に基づく条項を含めてはならない。

第十条 書面による特許実施許諾声明は、国家標準の審査及び許可を行う際の判断材料の一つとする。特許に係る国家標準の草案は、書面による特許実施許諾声明を得る前においては公布を行ってはならない。

第十一条 国家標準の公布後、標準が特許に係りかつ特許実施許諾声明がないことが分かった場合、專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門は速やかに特許権者の行った特許実施許諾声明を取得し、同時に国家標準化行政主管部門に報告しなければならない。特許権者が上述の特許許可実施許諾声明を行うことを拒否する場合、国家標準化行政主管部門は当該標準を改訂しなければならない。

### 第四章 強制国家標準に係る特許の特殊要求

第十二条 強制国家標準は原則的に特許に係らない。

第十三条 強制国家標準が確実に特許に係る必要がある場合、特許権者から無料使用の許諾を得るかまたは国家標準化行政主管部門が関連部門と特許権者に対して共同

で特許の処置について協議するよう要請を行わなければならない。関連部門と特許権者が特許の処置について合意に達しなかった場合、対応する国家標準については暫時公布を許可しないか、または法に基づいて強制許諾を与える。

第十四条 国家標準化行政主管部門は特許に係る強制国家標準公布の前に、標準の全文と既知の特許情報を公示しなければならない。公示期間は 30 日とする。あらゆる組織または個人も既知のその他の特許情報を国家標準化行政主管部門に書面にて通知することが出来る。

## 第五章 附則

第十五条 国際標準を採用して国家標準を制定する場合、可能な限り特許に係る関連情報の全面的な理解に努め、特許権の処置については第二章、第三章の規定を参照して処理しなければならない。

第十六条 すでに受理された特許出願に対する処置は第二章、第三章の規定を参照して処理する。

第十七条 特許情報の公開と特許権許諾声明の具体的実施は、「国家標準の特許に係る処置規則」の要求に基づいて行う。

第十八条 国家標準中の特許情報に係る記載に関する要求は、GB/T1「標準化作業指導規則」の規定に従う。

第十九条 業界標準と地方標準の制定及び改訂が特許に係る場合、本規定を参照して処理してよい。

第二十条 本規定の解釈は国家標準化管理委員会が担当する。

第二十一条 本規定は200 年 月 日より施行される。

テーマ：国家標準特許規定意見募集稿

---

国家標準化管理委員会弁公室

2009 年 11 月 2 日発行

記録： 芦菁

校正： 魏宏

---